

消費税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

(定義)

第一条 この省令において「国内」、「保税地域」、「個人事業者」、「事業者」、「被合併法人」、「人格のない社団等」、「資産の譲渡等」、「特定資産の譲渡等」、「電気通信利用役務の提供」、「課税資産の譲渡等」、「課税貨物」、「課税仕入れ」、「事業年度」、「基準期間」、「棚卸資産」、「調整対象固定資産」、「特例申告書」又は「附帯税」とは、それぞれ消費税法(昭和六十三年法律第八号。以下「法」という。)第二条第一項第一号から第四号まで、第五号の二、第七号から第八号の三まで、第九号、第十一号から第十六号まで、第十八号又は第十九号に規定する国内、保税地域、個人事業者、事業者、被合併法人、人格のない社団等、資産の譲渡等、特定資産の譲渡等、電気通信利用役務の提供、課税資産の譲渡等、課税貨物、課税仕入れ、事業年度、基準期間、棚卸資産、調整対象固定資産、特例申告書又は附帯税をいう。

2 省 略

第六条 省 略
(免税購入されたことを証する書類又は電磁的記録の記載事項等)

2 省 略

7 令第十八条第六項に規定する購入記録情報とは、次に掲げる事項が記録された電磁的記録(同条第四項に規定する電磁的記録をいう。第七条第一項及び第二項において同じ。)をいう。

一 省 略

二 当該市中輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称及び納税地並びに当該市中輸出物品販売場の名称(当該市中輸出物品販売場が自動販売機型輸出物品販売場(令第十八条の二第二項第三号に規定する自動販売機型輸出物品販売場をいう。以下第十条の九までにおいて同じ。))である場合にあつては、当該自動販売機型輸出物品販売場に設置している指定自動販売機(同号に規定する指定自動販売機をいう。以下第十条の二まで及び第十条の九において同じ。)を識別するための情報)、所

改正前

(定義)

第一条 この省令において「国内」、「保税地域」、「個人事業者」、「事業者」、「被合併法人」、「人格のない社団等」、「資産の譲渡等」、「特定資産の譲渡等」、「電気通信利用役務の提供」、「課税資産の譲渡等」、「課税貨物」、「課税仕入れ」、「事業年度」、「基準期間」、「特例申告書」又は「附帯税」とは、それぞれ消費税法(昭和六十三年法律第八号。以下「法」という。)第二条第一項第一号から第四号まで、第五号の二、第七号から第八号の三まで、第九号、第十一号から第十四号まで、第十八号又は第十九号に規定する国内、保税地域、個人事業者、事業者、被合併法人、人格のない社団等、資産の譲渡等、特定資産の譲渡等、電気通信利用役務の提供、課税資産の譲渡等、課税貨物、課税仕入れ、事業年度、基準期間、特例申告書又は附帯税をいう。

2 同 上

第六条 同 上
(免税購入されたことを証する書類又は電磁的記録の記載事項等)

2 同 上

7 同 上

一 同 上

二 当該市中輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称及び納税地並びに当該市中輸出物品販売場の名称、所在地及び識別符号(次条第二項の規定により通知を受けた識別符号をいう。以下この号において同じ。)(当該免税対象物品の譲渡を臨時販売場(法第八条第八項の規定により同条第六項に規定する輸出物品販売場とみなされる同条第八項に規定する臨時販売場をいう。第十条の八第三項及び第十条の九において同じ。))に行う場合にあつては、当該臨時販売場を経営する事業者

在地及び識別符号（次条第二項の規定により通知を受けた識別符号をいう。以下この号において同じ。）（当該免税対象物品の譲渡を臨時販売場（法第八条第八項の規定により同条第六項に規定する輸出物品販売場とみなされる同条第八項に規定する臨時販売場をいう。以下この号、第十条の八第三項及び第十条の九において同じ。）において行う場合にあつては、当該臨時販売場を経営する事業者の氏名又は名称及び納税地、当該臨時販売場の名称（当該臨時販売場が自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場である場合にあつては、当該臨時販売場に設置してある指定自動販売機を識別するための情報）及び所在地並びに法第八条第九項の承認に係る識別符号）

三〇六 省 略

（購入記録情報の提供方法等）

第六条の二 令第十八条第六項に規定する電子情報処理組織を使用して購入記録情報（同項に規定する購入記録情報をいう。以下第十条の七までにおいて同じ。）の提供を行う市中輸出物品販売場を経営する事業者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一〇三 省 略

四 当該市中輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供を承認送信事業者（令第十八条の四第四項に規定する承認送信事業者をいう。第十条の五から第十条の七までにおいて同じ。）が令第十八条の四第一項前段の規定により行う場合にあつては、その旨及び当該承認送信事業者の識別符号（第十条の七第三項の規定により通知を受けた識別符号をいう。）

五・六 省 略
二〇六 省 略

（輸出品販売場における購入者誓約書等の保存等）

第七条 省 略

二 令第十八条第四項の規定により電磁的記録の提供を受け、同条第六項の規定により購入記録情報を提供し、又は令第十八条の四第一項後段の規定により購入記録情報の提供を受けた輸出品販売場を経営する事業者は、当該電磁的記録又はこれらの購入記録情報を、電子計算機を使用して作成

の氏名又は名称及び納税地、当該臨時販売場の名称及び所在地並びに法第八条第九項の承認に係る識別符号）

三〇六 同 上

（購入記録情報の提供方法等）

第六条の二 同 上

一〇三 同 上

四 当該市中輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供を承認送信事業者（令第十八条の四第四項に規定する承認送信事業者をいう。第十条の五から第十条の七までにおいて同じ。）が令第十八条の四第一項前段の規定により行う場合にあつては、その旨及び当該承認送信事業者の識別符号

五・六 同 上
二〇六 同 上

（輸出品販売場における購入者誓約書等の保存等）

第七条 同 上

二 令第十八条第四項の規定により電磁的記録の提供を受け、同条第六項の規定により購入記録情報を提供し、又は令第十八条の四第一項後段の規定により購入記録情報の提供を受けた輸出品販売場を経営する事業者は、当該電磁的記録又はこれらの購入記録情報を、電子計算機を使用して作成

する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第八条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいづれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

3 省 略

（輸出物品販売場の許可申請書の記載事項等）

第十条 令第十八条の二第一項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる輸出物品販売場の許可の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 一般型輸出物品販売場（令第十八条の二第二項第一号に規定する一般型輸出物品販売場をいう。第十条の三第一項第二号、第十条の八第一項及び第十条の九第一項第一号において同じ。）に係る法第八条第六項の許可 次に掲げる事項

イ〜ハ 省 略

二 省 略

三 自動販売機型輸出物品販売場に係る法第八条第六項の許可 次に掲げる事項

イ 申請者の氏名等及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）

ロ 当該許可を受けようとする販売場の所在地及び当該販売場に設置する指定自動販売機を識別するための情報

ハ その他参考となるべき事項

2 令第十八条の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一・二 省 略

三 前項第三号に掲げる許可 次に掲げる書類

イ 当該許可を受けようとする販売場の付近見取図

ロ 当該販売場に指定自動販売機を設置することを証する書類

ハ その他参考となるべき書類

3・4 省 略

（承認免税手続事業者の承認申請書の記載事項等）

する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第八条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げるいづれかの措置を行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

3 同 上

（輸出物品販売場の許可申請書の記載事項等）

第十条 同 上

一 一般型輸出物品販売場（令第十八条の二第二項第一号に規定する一般型輸出物品販売場をいう。第十条の三第一項第二号において同じ。）に係る法第八条第六項の許可 次に掲げる事項

イ〜ハ 同 上

二 同 上

2 同 上

一・二 同 上

3・4 同 上

（承認免税手続事業者の承認申請書の記載事項等）

第十条の二 省 略

257 省 略

8 令第十八条の二第十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出者の氏名等及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）
- 二 当該変更に係る自動販売機型輸出品品販売場の所在地及び識別符号（第六条の二第二項の規定により通知を受けた識別符号をいう。）
- 三 変更前の指定自動販売機を識別するための情報及び変更後の指定自動販売機を識別するための情報
- 四 当該自動販売機型輸出品品販売場に係る法第八条第六項の許可を受けた年月日
- 五 指定自動販売機を変更した年月日
- 六 その他参考となるべき事項

（輸出品品販売場をやめようとする旨の届出書の記載事項等）

第十条の三 令第十八条の二第十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 省 略
- 二 法第八条第一項の規定の適用を受けることをやめようとする一般型輸出品品販売場、手続委託型輸出品品販売場又は自動販売機型輸出品品販売場の所在地
- 三 当該一般型輸出品品販売場、手続委託型輸出品品販売場又は自動販売機型輸出品品販売場に係る法第八条第六項の許可を受けた年月日
- 四 省 略
- 2 令第十八条の二第十八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 四 省 略

（承認送信事業者が提供した購入記録情報の保存）

第十条の六 省 略

2 前項の規定により購入記録情報を保存する承認送信事業者は、当該購入記録情報を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法

第十条の二 同 上

257 同 上

（輸出品品販売場をやめようとする旨の届出書の記載事項等）

第十条の三 令第十八条の二第十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 同 上
- 二 法第八条第一項の規定の適用を受けることをやめようとする一般型輸出品品販売場又は手続委託型輸出品品販売場の所在地
- 三 当該一般型輸出品品販売場又は手続委託型輸出品品販売場に係る法第八条第六項の許可を受けた年月日
- 四 同 上
- 2 令第十八条の二第十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 四 同 上

（承認送信事業者が提供した購入記録情報の保存）

第十条の六 同 上

2 前項の規定により購入記録情報を保存する承認送信事業者は、当該購入記録情報を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法

等の特例に関する法律施行規則第八条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいづれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

3 省 略

（臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書の記載事項等）

第十条の八 令第十八条の五第一項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 令第十八条の五第二項第一号に係る法第八条第九項の承認を受けようとする事業者 次に掲げる事項

イ 申請者の氏名等及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）

ロ 一般型輸出品物販売場又は手続委託型輸出品物販売場に係る法第八条第六項の許可を受けた年月日

ハ その他参考となるべき事項

二 令第十八条の五第二項第二号に係る法第八条第九項の承認を受けようとする事業者 次に掲げる事項

イ 申請者の氏名等及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）

ロ 一般型輸出品物販売場、手続委託型輸出品物販売場又は自動販売機型輸出品物販売場に係る法第八条第六項の許可を受けた年月日

ハ その他参考となるべき事項

2 省 略

3 令第十八条の五第二項第一号イに規定する財務省令で定める者は、次に掲げる要件の全て（自動販売機型輸出品物販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者にあつては、第一号に掲げる要件）を満たす者とする。

一・二 省 略

4 令第十八条の五第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 令第十八条の五第二項第一号又は第二号に係る法第八条第九項の承認を受けた年月日

等の特例に関する法律施行規則第八条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げるいづれかの措置を行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

3 同 上

（臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書の記載事項等）

第十条の八 令第十八条の五第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者の氏名等及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）

二 法第八条第六項の許可を受けた年月日

三 その他参考となるべき事項

2 同 上

3 令第十八条の五第二項第一号に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

一・二 同 上

4 同 上

一 同 上

二 法第八条第九項の承認を受けた年月日

三 省略

(臨時販売場の届出書の記載事項等)

第十条の九 法第八条第八項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

- 一 一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者 次に掲げる事項
 - イ 届出者の氏名等及び納税地(法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号)
 - ロ 当該臨時販売場の名称及び所在地
 - ハ 令第十八条の五第二項第一号に係る法第八条第九項の承認を受けた年月日
 - ニ 手続委託型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者にあつては、その旨及び当該臨時販売場に係る第十条第一項第二号ハからヘまでに掲げる事項
 - ホ その他参考となるべき事項
 - 二 自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者 次に掲げる事項
 - イ 届出者の氏名等及び納税地(法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号)
 - ロ 当該臨時販売場に設置する指定自動販売機を識別するための情報及び当該臨時販売場の所在地
 - ハ 令第十八条の五第二項第二号に係る法第八条第九項の承認を受けた年月日
 - ニ その他参考となるべき事項
- 2 法第八条第八項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める書類とする。
- 一 前項第一号に掲げる事業者 次に掲げる書類
 - イ 当該臨時販売場の付近見取図
 - ロ 前項第一号ロに掲げる所在地に当該臨時販売場を設置することを証する書類
 - ハ 手続委託型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者にあつては、当該臨時販売場に係る第十条第二項第二号イ

三 同上

(臨時販売場の届出書の記載事項等)

第十条の九 法第八条第八項に規定する財務省令で定める事項は、次の掲げる事項とする。

- 一 届出者の氏名等及び納税地(法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号)
 - 二 設置しようとする臨時販売場の名称及び所在地
 - 三 法第八条第九項の承認を受けた年月日
 - 四 手続委託型輸出物品販売場として臨時販売場を設置する事業者にあつては、その旨及び当該臨時販売場に係る第十条第一項第二号ハからヘまでに掲げる事項
 - 五 その他参考となるべき事項
- 2 法第八条第八項に規定する財務省令で定める書類は、次の掲げる書類とする。
- 一 設置しようとする臨時販売場の付近見取図
 - 二 前項第二号に掲げる所在地に臨時販売場を設置することを証する書類
 - 三 手続委託型輸出物品販売場として臨時販売場を設置する事業者にあつては、当該臨時販売場に係る第十条第二項第二号イからヘまでに掲げる書類
 - 四 その他参考となるべき書類

からへまでに掲げる書類

二 その他参考となるべき書類

前項第二号に掲げる事業者 次に掲げる書類

イ 当該臨時販売場の付近見取図

ロ 前項第二号ロに掲げる所在地に当該臨時販売場を設置することを証する書類

ハ その他参考となるべき書類

3 令第十八条の五第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省 略

三 当該変更に係る臨時販売場の名称（当該臨時販売場が自動販売機型輸出品販売場とみなされる臨時販売場である場合にあっては、当該臨時販売場に設置している指定自動販売機を識別するための情報）及び所在地

四・五 省 略

（小規模事業者等に係る資産の譲渡等の時期の特例）

第十二条 省 略

258 省 略

（本人確認書類の範囲等）

第十五条の四 法第三十条第十一項に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類（その者から提供を受けた当該書類に係る電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。）を含み、その者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載又は記録のあるものに限る。）とする。

一～六 省 略

2 法第三十条第十一項に規定する課税仕入れが媒介、取次ぎ又は代理（以下この項において「媒介等」という。）を行う者を介して行われる場合における同条第十一項の規定により保存することとなる本人確認書類（同項に規定する本人確認書類をいう。以下この項において同じ。）は、当該課

3 同上

一・二 同上

三 当該変更に係る臨時販売場の名称及び所在地

四・五 同上

（小規模事業者等に係る資産の譲渡等の時期の特例）

第十二条 同上

258 同上

（本人確認書類の範囲等）

第十五条の四 法第三十条第十項に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類（その者から提供を受けた当該書類に係る電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。）を含み、その者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載又は記録のあるものに限る。）とする。

一～六 同上

2 法第三十条第十項に規定する課税仕入れが媒介、取次ぎ又は代理（以下この項において「媒介等」という。）を行う者を介して行われる場合における同条第十項の規定により保存することとなる本人確認書類（同項に規定する本人確認書類をいう。以下この項において同じ。）は、当該課税仕

税仕入れの相手方及び当該媒介等を行う者の本人確認書類とする。ただし、媒介等を行う者を介して行われる課税仕入れが、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十条（定義）に規定する商品市場における取引により行われる場合及び金融商品取引法第二条第十七項（定義）に規定する取引所金融商品市場（同条第二十四項第三号の三に規定する商品に係る同条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引が行われるものに限る。）における取引により行われる場合における法第三十条第十一項の規定により保存することとなる本人確認書類は、当該課税仕入れの媒介等を行う者の本人確認書類とする。

3 令第五十条第二項に規定する財務省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。

4 省略

（中間申告書の記載事項）

第二十条 法第四十二条第一項第二号、第四項第二号及び第六項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申告者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。以下第二十二号まで、第二十三条の二及び第二十三条の五において同じ。）、納税地（納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この号、第二十四条第一号及び第二十五条において「住所等」という。）とが異なる場合には、納税地及び住所等。以下この号、次条及び第二十二号において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二 四 省略

（確定申告書の記載事項等）

第二十二号 省略

2 省略

3 法第四十五条第一項第五号に掲げる不足額の記載のある前項に規定する申告書を提出する者は、同項に規定する書類のほか、次に掲げる事項を記

入れの相手方及び当該媒介等を行う者の本人確認書類とする。ただし、媒介等を行う者を介して行われる課税仕入れが、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十条（定義）に規定する商品市場における取引により行われる場合における法第三十条第十項の規定により保存することとなる本人確認書類は、当該課税仕入れの媒介等を行う者の本人確認書類とする。

3 令第五十条第二項に規定する財務省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。

4 同上

（中間申告書の記載事項）

第二十条 同上

一 申告者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。以下この号、次条、第二十二号及び第二十三条の三において同じ。）、納税地（納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この章において「住所等」という。）とが異なる場合には、納税地及び住所等。以下この号、次条、第二十二号及び第二十三条の三において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二 四 同上

（確定申告書の記載事項等）

第二十二号 同上

2 同上

3 同上

載した書類を当該申告書に添付しなければならない。

一 三 省 略

四 当該課税期間中に行つた棚卸資産及び調整対象固定資産の取得の状況

五 省 略

4 省 略

(法人の消費税申告書の提出期限を延長する旨の届出書等の記載事項)

第二十三条の二 法第四十五条の二第一項又は第二項に規定する延長届出書

には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地）

二 届出者が法人税法第十二条第十二号の六の七（定義）に規定する連結親法人又は同条第十二号の七に規定する連結子法人である場合にあつては、その旨

三 事業年度又は連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。次項第二号において同じ。）の開始及び終了の日

四 法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする最初の課税期間の初日及び末日の年月日

五 その他参考となるべき事項

2 法第四十五条の二第三項に規定する同条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする旨の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地）

二 事業年度又は連結事業年度の開始及び終了の日

三 法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用を受けることとなつた課税期間の初日及び末日の年月日

四 法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用を受けることをやめようとする課税期間の初日及び末日の年月日

五 その他参考となるべき事項

3 法第四十五条の二第三項に規定する事業を廃止した旨の届出書には、次

一 三 同 上

四 当該課税期間中に行つた法第二条第一項第十五号に規定する棚卸資産及び同項第十六号に規定する調整対象固定資産の取得の状況

五 同 上

4 同 上

に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地）

二 事業を廃止した年月日

三 その他参考となるべき事項

（申告期限延長法人に係る輸出取引等の証明書類等の保存期間の特例）

第二十三条の三 法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合における第五条第一項及び第三項、第七条第一項、第七条の二第二項、第十条の四、第十条の六第一項、第十六条、第十九条並びに第二十六条の七第一項及び第四項の規定の適用については、第五条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係るこれらの規定に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第三項において同じ。）」と、第七条第一項、第七条の二第二項、第十条の四及び第十条の六第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係るこれらの規定に規定する消費税申告書の提出期限の翌日）」と、第十六条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係るこれらの規定に規定する消費税申告書の提出期限の翌日）」と、第二十六条の七第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係るこれらの規定に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第四項において同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による申告の特例）

第二十三条の四 省 略

257 省 略

（電子情報処理組織による申告の特例）

第二十三条の二 同 上

257 同 上

(電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例を受ける旨の申請書の記載事項等)

第二十三条の五 法第四十六条の三第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者の名称、納税地(納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、納税地及び本店又は主たる事務所の所在地。以下この号及び第三項第一号において同じ。)及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地)

二・三 省 略

2・3 省 略

(小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出書の記載事項)

第二十六条 法第五十七条第一項に規定する届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 法第五十七条第一項第一号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 届出者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この条において同じ。)、納税地(納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地(イにおいて「住所等」という。))とが異なる場合には、納税地及び住所等。以下第四号までにおいて同じ。)及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)

ロ ト 省 略

二 省 略

三 法第五十七条第一項第二号の二に掲げる場合 次に掲げる事項

イ ホ 省 略

へ 法第五十七条第一項第二号の二に掲げる場合に該当することとなつた法第十二条の四第一項の規定の適用に係る同項に規定する高額特定資産の仕入れ等の日及び当該適用に係る高額特定資産(同項に規定する高額特定資産をいう。へにおいて同じ。)の内容又は同条第二項の規定の適用に係る法第三十六条第一項又は第三項に規定する場合に該当することとなつた日及び当該適用に係る高額特定資産若しくは調整対象自己建設高額資産(法第十二条の四第二項に規定する調整対象自

(電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例を受ける旨の申請書の記載事項等)

第二十三条の三 同 上

一 申請者の名称、納税地及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地)

二・三 同 上

2・3 同 上

(小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出書の記載事項)

第二十六条 同 上

一 同 上

イ 届出者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この条において同じ。)、納税地(納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地(以下この号において「住所等」という。))とが異なる場合には、納税地及び住所等。以下この条において同じ。)及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)

ロ ト 同 上

二 同 上

三 同 上

イ ホ 同 上

へ 法第五十七条第一項第二号の二に掲げる場合に該当することとなつた法第十二条の四第一項の規定の適用に係る同項に規定する高額特定資産の仕入れ等の日及び当該適用に係る同項に規定する高額特定資産の内容

己建設高額資産をいう。トにおいて同じ。)の内容

ト 法第十二条の四第一項に規定する自己建設高額特定資産について同項の規定の適用を受ける場合又は調整対象自己建設高額資産について同条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該自己建設高額特定資産又は当該調整対象自己建設高額資産の同条第一項に規定する建設等の完了予定時期

チ 省 略

四 省 略

五 法第五十七条第一項第四号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 省 略

ロ 死亡した個人事業者の氏名及び納税地(納税地と住所又は居所とが異なる場合には、納税地及び住所又は居所)

ハ・ニ 省 略

六 法第五十七条第一項第五号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 届出者の名称、納税地(納税地と本店又は主たる事務所の所在地と異なる場合には、本店又は主たる事務所の所在地。イ及びロにおいて同じ。)及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地)

ロ・ニ 省 略

2 法第十条第一項又は第二項の規定により消費税を納める義務が免除されなくなつた場合における法第五十七条第一項に規定する届出書には、前項第一号に定める事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 被相続人の氏名及び納税地(納税地と住所又は居所とが異なる場合には、納税地及び住所又は居所)

二・三 省 略

3 法第十一条の規定により消費税を納める義務が免除されなくなつた場合における法第五十七条第一項に規定する届出書には、第一項第一号に定める事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 被合併法人の名称及び納税地(納税地と本店又は主たる事務所の所在地と異なる場合には、納税地及び本店又は主たる事務所の所在地。以下第六項までにおいて同じ。)

二・三 省 略

4
5
6 省 略

ト 当該高額特定資産が法第十二条の四第一項に規定する自己建設高額特定資産に該当するものである場合にあつては、当該自己建設高額特定資産に係る同項に規定する建設等の完了予定時期

チ 同 上

四 同 上

五 同 上

イ 同 上

ロ 死亡した個人事業者の氏名及び納税地

ハ・ニ 同 上

六 同 上

イ 届出者の名称、納税地及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地)

ロ・ニ 同 上

2 同 上

一 被相続人の氏名及び納税地

二・三 同 上

3 同 上

一 被合併法人の名称及び納税地

二・三 同 上

4
5
6 同 上

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七条第二項の改正規定、第十条の六第二項の改正規定、第十五条の四第一項の改正規定、同条第二項本文の改正規定、同項ただし書の改正規定（「第三十条第十項」を「第三十条第十一項」に改める部分に限る。）及び同条第三項の改正規定 令和二年十月一日
- 二 第六条第七項第二号の改正規定、第十条の改正規定、第十条の二に一項を加える改正規定、第十条の三の改正規定、第十条の八（見出しを含む。）の改正規定及び第十条の九の改正規定 令和三年十月一日
- 三 第十二条の見出しの改正規定及び附則第三条中消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第二十号）附則第十条の見出しの改正規定 令和四年一月一日
- 四 第十五条の四第二項ただし書の改正規定（「第三十条第十項」を「第三十条第十一項」に改める部分を除く。） 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行の日

(申告期限延長法人に係る輸出取引等の証明書類等の保存期間の特例に関する経過措置)

第二条 令和二年四月一日から令和五年九月三十日までの間における改正後の消費税法施行規則第二十三条の三の規定の適用については、同条中「第十九条並びに第二十六条の七第一項及び第四項」とあるのは「並びに第十九条」と、「と、第二十六条の七第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係るこれらの規定に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第四項において同じ。）」とする」とあるのは「とする」とする。

(消費税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

附 則

（経過措置規定の適用を受ける場合における申告書に添付すべき書類の記載事項）

第七条 改正令附則第十六条第一項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項が記載された書類とする。

一 改正法附則第三十八条第一項の規定の適用を受ける場合 次に掲げる事項

イ 省 略

ロ 改正法附則第三十八条第一項（同条第四項の規定の適用を受ける場合を含む。）の規定により計算した当該適用対象期間中の元年軽減対象資産の譲渡等（改正法附則第三十四条第一項に規定する元年軽減対象資産の譲渡等という。以下この号及び次号ロにおいて同じ。）の対価の額（消費税法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この号及び次号において同じ。）の合計額の計算に関する明細（改正令附則第十四条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業ごとに区分した元年軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額の計算に関する明細）

ハ 改正法附則第三十八条第一項（同条第四項の規定の適用を受ける場合を含む。）の規定により計算した当該適用対象期間中の課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するもの及び元年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。以下ハ及び次号ハにおいて同じ。）の対価の額の合計額の計算に関する明細（改正令附則第十四条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業ごとに区分した課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の計算に関する明細）

二・ホ 省 略

二 改正法附則第三十八条第二項の規定の適用を受ける場合 次に掲げ

附 則

（経過措置規定の適用を受ける場合における申告書に添付すべき書類の記載事項）

第七条 同 上

一 同 上

イ 同 上

ロ 改正法附則第三十八条第一項（同条第四項の規定の適用を受ける場合を含む。）の規定により計算した当該適用対象期間中の三十一年軽減対象資産の譲渡等（改正法附則第三十四条第一項に規定する三十一年軽減対象資産の譲渡等という。以下この号及び次号ロにおいて同じ。）の対価の額（消費税法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この号及び次号において同じ。）の合計額の計算に関する明細（改正令附則第十四条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業ごとに区分した三十一年軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額の計算に関する明細）

ハ 改正法附則第三十八条第一項（同条第四項の規定の適用を受ける場合を含む。）の規定により計算した当該適用対象期間中の課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するもの及び三十一年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。以下ハ及び次号ハにおいて同じ。）の対価の額の合計額の計算に関する明細（改正令附則第十四条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業ごとに区分した課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の計算に関する明細）

二・ホ 同 上

二 同 上

る事項

イ 省略

ロ 改正法附則第三十八条第二項（同条第四項の規定の適用を受ける場合を含む。）の規定により計算した当該適用対象期間中の元年輕減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額の計算に関する明細（改正法附則第十四条第二項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業ごとに区分した元年輕減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額の計算に関する明細）

ハ ホ 省略

三 省略

（輸出免税物品購入記録票等の記載事項等に関する経過措置）

第九条 輸出物品販売場（消費税法第八条第六項に規定する輸出物品販売場をいう。以下この条において同じ。）を經營する事業者（同法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）は、元年適用日（改正法附則第三十四条第一項に規定する元年適用日をいう。次条から附則第十二条までにおいて同じ。）から令和二年三月三十一日までの間において消費税法施行令第十八条第二項各号に定める方法により行った同条第一項に規定する免税対象物品の譲渡が元年輕減対象資産の譲渡等（改正法附則第三十四条第一項に規定する元年輕減対象資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）に該当する場合には、消費税法施行規則第六条第一項から第八項までに規定する書類に、当該免税対象物品の譲渡が元年輕減対象資産の譲渡等である旨を記載するものとする。

2 輸出物品販売場を經營する事業者は、令和二年四月一日から令和三年九月三十日までの間において消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十五号。以下この項及び次項において「三十年改正令」という。）附則第四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における三十年改正令第一条の規定によることとされる場合における三十年改正令第一項の規定によることとされる場合における消費税法施行令第十八条第二項各号に定める方法により行った同条第一項に規定する免税対象物品の譲渡が元年輕減対象資産の譲渡等に該当する場合には、三十年改正令附則第四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における消費税法施行規

イ 同上

ロ 改正法附則第三十八条第二項（同条第四項の規定の適用を受ける場合を含む。）の規定により計算した当該適用対象期間中の三十一年輕減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額の計算に関する明細（改正法附則第十四条第二項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業ごとに区分した三十一年輕減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額の計算に関する明細）

ハ ホ 同上

三 同上

（輸出免税物品購入記録票等の記載事項等に関する経過措置）

第九条 輸出物品販売場（消費税法第八条第六項に規定する輸出物品販売場をいう。以下この条において同じ。）を經營する事業者（同法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）は、三十一年適用日（改正法附則第三十四条第一項に規定する三十一年適用日をいう。次条から附則第十二条までにおいて同じ。）から令和二年三月三十一日までの間において消費税法施行令第十八条第二項各号に定める方法により行った同条第一項に規定する免税対象物品の譲渡が三十一年輕減対象資産の譲渡等（改正法附則第三十四条第一項に規定する三十一年輕減対象資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）に該当する場合には、消費税法施行規則第六条第一項から第八項までに規定する書類に、当該免税対象物品の譲渡が三十一年輕減対象資産の譲渡等である旨を記載するものとする。

2 輸出物品販売場を經營する事業者は、令和二年四月一日から令和三年九月三十日までの間において消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十五号。以下この項及び次項において「三十年改正令」という。）附則第四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における三十年改正令第一条の規定によることとされる場合における三十年改正令第一項の規定によることとされる場合における消費税法施行令第十八条第二項各号に定める方法により行った同条第一項に規定する免税対象物品の譲渡が三十一年輕減対象資産の譲渡等に該当する場合には、三十年改正令附則第四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における消費税法施行

則等の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十八号。次項において「三十年改正規則」という。）第一条の規定による改正前の消費税法施行規則第六条第一項から第八項までに規定する書類に、当該免税対象物品の譲渡が元年輕減対象資産の譲渡等である旨を記載するものとする。

3 輸出物品販売場を経営する事業者は、令和二年四月一日から令和五年九月三十日までの間において三十年改正令第一条の規定による改正後の消費税法施行令第十八条第二項各号に定める方法により行った同条第一項に規定する免税対象物品の譲渡が元年輕減対象資産の譲渡等に該当する場合に、三十年改正規則第一条の規定による改正後の消費税法施行規則第六条第三項から第五項までに規定する書類又は同条第七項に規定する購入記録情報に、当該免税対象物品の譲渡が元年輕減対象資産の譲渡等である旨を記載し、又は記録するものとする。

（小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置）

第十条 元年適用日から令和五年九月三十日までの日の属する課税期間において消費税法第十八条第一項の規定の適用を受けた場合における消費税法施行規則第十二条第三項の規定の適用については、同項中「に係るもの、」とあるのは「（元年輕減対象資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項に規定する元年輕減対象資産の譲渡等）をいう。以下この項において同じ。）に係るものを除く。）に係るものと元年輕減対象資産の譲渡等に係るもの」と、「区分して」とあるのは「それぞれ区分して」とする。

（帳簿の記載事項等に関する経過措置）

第十一条 元年適用日から令和五年九月三十日までの間における消費税法施行規則第二十七条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項第一号ハ中「内容」とあるのは「内容（当該資産の譲渡等が元年輕減対象資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項に規定する元年輕減対象資産の譲渡等）をいう。以下この条において同じ。）である場合には、資産の内容及び元年輕減対象資産の譲渡等である旨」と、同号二中「資産の譲渡

行規則等の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十八号。次項において「三十年改正規則」という。）第一条の規定による改正前の消費税法施行規則第六条第一項から第八項までに規定する書類に、当該免税対象物品の譲渡が三十一年輕減対象資産の譲渡等である旨を記載するものとする。

3 輸出物品販売場を経営する事業者は、令和二年四月一日から令和五年九月三十日までの間において三十年改正令第一条の規定による改正後の消費税法施行令第十八条第二項各号に定める方法により行った同条第一項に規定する免税対象物品の譲渡が三十一年輕減対象資産の譲渡等に該当する場合に、三十年改正規則第一条の規定による改正後の消費税法施行規則第六条第三項から第五項までに規定する書類又は同条第七項に規定する購入記録情報に、当該免税対象物品の譲渡が三十一年輕減対象資産の譲渡等である旨を記載し、又は記録するものとする。

（小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置）

第十条 三十一年適用日から令和五年九月三十日までの日の属する課税期間において消費税法第十八条第一項の規定の適用を受けた場合における消費税法施行規則第十二条第三項の規定の適用については、同項中「に係るもの、」とあるのは「（三十一年輕減対象資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項に規定する三十一年輕減対象資産の譲渡等）をいう。以下この項において同じ。）に係るものを除く。）に係るものと三十一年輕減対象資産の譲渡等に係るもの」と、「区分して」とあるのは「それぞれ区分して」とする。

（帳簿の記載事項等に関する経過措置）

第十一条 三十一年適用日から令和五年九月三十日までの間における消費税法施行規則第二十七条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項第一号ハ中「内容」とあるのは「内容（当該資産の譲渡等が三十一年輕減対象資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項に規定する三十一年輕減対象資産の譲渡等）をいう。以下この条において同じ。）である場合には、資産の内容及び三十一年輕減対象資産の譲渡等である旨」と、同号

等の」とあるのは「税率の異なるごとに区分した資産の譲渡等の」と、同項第三号ハ中「内容」とあるのは「内容（当該仕入れに係る対価の返還等が他の者から受けた元年輕減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、仕入れに係る対価の返還等の内容及び元年輕減対象資産の譲渡等に係るものである旨）」と、同項第五号ハ中「内容」とあるのは「内容（当該貸倒れに係る課税資産の譲渡等が元年輕減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び元年輕減対象資産の譲渡等である旨）」と、同号ニ中「貸倒れ」とあるのは「税率の異なるごとに区分した貸倒れ」と、同条第三項中「課税資産の譲渡等（とあるのは「課税資産の譲渡等（元年輕減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）（と、（と」とあるのは（と）と元年輕減対象資産の譲渡等（法第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者にあつては、令第五十七条第五項第一号から第六号までに掲げる事業の種類ごとの元年輕減対象資産の譲渡等（と」と、「に区分した」とあるのは「とにそれぞれ区分した」とする。

（課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置）

第十二条 元年適用日から令和五年九月三十日までの間における消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年財務省令第九十二号）附則第二条第三項の規定の適用については、同項中「次項において」とあるのは「以下この項及び次項において」と、「計算した」とあるのは「税率の異なるごとに区分して合計した」と、「に百分の十」とあるのは「のうち、課税資産の譲渡等（元年輕減対象資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項に規定する元年輕減対象資産の譲渡等という。以下この項において同じ。）に係るものを除く。）に係る税込価格の合計額に百分の十を乗じて算出した金額及び元年輕減対象資産の譲渡等に係る税込価格の合計額に百分の八」と、「の端数を」とあるのは「の端数を税率の異なるごとに区分して」と、「明示した」とあるのは「それぞれ明示した」と、「同法」とあるのは「消費税法」と、「令和五年九月三十日までの間、当該端数を」とあるのは「当該端数を税率の異なるごとに区分して」とする。

2 元年適用日から令和五年九月三十日までの間における消費税法施行規

二中「資産の譲渡等の」とあるのは「税率の異なるごとに区分した資産の譲渡等の」と、同項第三号ハ中「内容」とあるのは「内容（当該仕入れに係る対価の返還等が他の者から受けた三十一年輕減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、仕入れに係る対価の返還等の内容及び三十一年輕減対象資産の譲渡等に係るものである旨）」と、同項第五号ハ中「内容」とあるのは「内容（当該貸倒れに係る課税資産の譲渡等が三十一年輕減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び三十一年輕減対象資産の譲渡等である旨）」と、同号ニ中「貸倒れ」とあるのは「税率の異なるごとに区分した貸倒れ」と、同条第三項中「課税資産の譲渡等（とあるのは「課税資産の譲渡等（三十一年輕減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）（と、（と」とあるのは（と）と三十一年輕減対象資産の譲渡等（法第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者にあつては、令第五十七条第五項第一号から第六号までに掲げる事業の種類ごとの三十一年輕減対象資産の譲渡等）」と、「に区分した」とあるのは「とにそれぞれ区分した」とする。

（課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置）

第十二条 三十一年適用日から令和五年九月三十日までの間における消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年財務省令第九十二号）附則第二条第三項の規定の適用については、同項中「次項において」とあるのは「以下この項及び次項において」と、「計算した」とあるのは「税率の異なるごとに区分して合計した」と、「に百分の十」とあるのは「のうち、課税資産の譲渡等（三十一年輕減対象資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項に規定する三十一年輕減対象資産の譲渡等という。以下この項において同じ。）に係るものを除く。）に係る税込価格の合計額に百分の十を乗じて算出した金額及び三十一年輕減対象資産の譲渡等に係る税込価格の合計額に百分の八」と、「の端数を」とあるのは「の端数を税率の異なるごとに区分して」と、「明示した」とあるのは「それぞれ明示した」と、「同法」とあるのは「消費税法」と、「令和五年九月三十日までの間、当該端数を」とあるのは「当該端数を税率の異なるごとに区分して」とする。

2 三十一年適用日から令和五年九月三十日までの間における消費税法施

則の一部を改正する省令（平成十五年財務省令第九十二号）附則第二条第二項及び第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の消費税法施行規則第二十二條第一項の規定の適用については、同項中「と」とあるのは「」を税率の異なるごとに区分して合計した金額」と、「合計額」とあるのは「合計額を税率の異なるごとに区分して合計した金額」と、「端数を」とあるのは「端数を税率の異なるごとに区分して」とする。

第四条 消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

（消費税法施行規則の一部改正）

第一条 消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「「事業者」」の下に「、「国外事業者」」を、「被合併法人」の下に「、「分割法人」」を、「人格のない社団等」の下に「、「適格請求書発行事業者」」を、「課税資産の譲渡等」の下に「、「軽減対象課税資産の譲渡等」」を加え、「第四号」を「第四号の二」に改め、「第五号の二」の下に「、「第六号」」を、「第九号」の下に「、「第九号の二」」を加え、「第十一号」を「第十一号、第十二号」に改め、「事業者」の下に「、「国外事業者」」を、「被合併法人」の下に「、「分割法人」」を、「人格のない社団等」の下に「、「適格請求書発行事業者」」を、「課税資産の譲渡等」の下に「、「軽減対象課税資産の譲渡等」」を加え、同条第二項及び第四項中「において」を「において」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十五条の四第一項中「電磁的記録をいう。」の下に「次項において同じ。」を加え、同項第一号中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削り、同項第五号中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改め、同条第四項を削り、同条第十五条の七とする。

2 本人確認書類（法第三十条第十一項に規定する本人確認書類をいう

行規則の一部を改正する省令（平成十五年財務省令第九十二号）附則第二条第二項及び第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の消費税法施行規則第二十二條第一項の規定の適用については、同項中「と」とあるのは「」を税率の異なるごとに区分して合計した金額」と、「合計額」とあるのは「合計額を税率の異なるごとに区分して合計した金額」と、「端数を」とあるのは「端数を税率の異なるごとに区分して」とする。

（消費税法施行規則の一部改正）

第一条 同 上

第一条第一項中「「事業者」」の下に「、「国外事業者」」を、「人格のない社団等」の下に「、「適格請求書発行事業者」」を、「課税資産の譲渡等」の下に「、「軽減対象課税資産の譲渡等」」を加え、「第四号」を「第四号の二」に改め、「第九号」の下に「、「第九号の二」」を、「事業者」の下に「、「国外事業者」」を、「人格のない社団等」の下に「、「適格請求書発行事業者」」を、「課税資産の譲渡等」の下に「、「軽減対象課税資産の譲渡等」」を加え、同条第二項及び第四項中「において」を「において」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十五条の四第一項中「電磁的記録をいう。」の下に「次項において同じ。」を加え、同項第一号中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削り、同項第五号中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改め、同条第四項を削り、同条第十五条の七とする。

2 本人確認書類（法第三十条第十項に規定する本人確認書類をいう。

。次項において同じ。）には、同条第十一項に規定する課税仕入れの相手方から交付を受けた適格請求書（法第五十七条の四第一項に規定する適格請求書をいう。以下この項において同じ。）又は提供を受けた適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を含むものとする。

3 法第三十条第十一項に規定する課税仕入れが媒介、取次ぎ又は代理（以下この項において「媒介等」という。）を行う者を介して行われる場合における同条第十一項の規定により保存することとなる本人確認書類は、当該課税仕入れの相手方及び当該媒介等を行う者の本人確認書類とする。ただし、媒介等を行う者を介して行われる課税仕入れが、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項（定義）に規定する商品市場における取引により行われる場合及び金融商品取引法第二条第十七項（定義）に規定する取引所金融商品市場（同条第二十四項第三号の三に規定する商品に係る同条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引が行われるものに限る。）における取引により行われる場合における法第三十条第十一項の規定により保存することとなる本人確認書類は、当該課税仕入れの媒介等を行う者の本人確認書類とする。

第十五条の二の次に次の三条を加える。

（古物に準ずるものの範囲）

第十五条の三 令第四十九条第一項第一号ハ(1)に規定する財務省令で定めるものは、同号ハ(1)に規定する事業者が、古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第二条第二項（定義）に規定する古物営業と同等の取引方法により買い受ける同条第一項に規定する古物に準ずる物品及び証券（当該事業者に譲渡する者（適格請求書発行事業者を除く。）が使用、鑑賞その他の目的で譲り受けたものに限る。）とする。

（請求書等の交付又は提供を受けることが困難な課税仕入れ）

第十五条の四 令第四十九条第一項第一号ニに規定する財務省令で定める課税仕入れは、次に掲げる課税仕入れとする。

一 他の者から受けた第二十六条の六各号に掲げる課税資産の譲渡等に係る課税仕入れ

二 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十五号（定義）に規定する役員又は使用人（以下この号及び次号において「使用人

次項において同じ。）には、同条第十項に規定する課税仕入れの相手方から交付を受けた適格請求書（法第五十七条の四第一項に規定する適格請求書をいう。以下この項において同じ。）又は提供を受けた適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を含むものとする。

3 法第三十条第十項に規定する課税仕入れが媒介、取次ぎ又は代理（以下この項において「媒介等」という。）を行う者を介して行われる場合における同条第十項の規定により保存することとなる本人確認書類は、当該課税仕入れの相手方及び当該媒介等を行う者の本人確認書類とする。ただし、媒介等を行う者を介して行われる課税仕入れが、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項（定義）に規定する商品市場における取引により行われる場合における法第三十条第十項の規定により保存することとなる本人確認書類は、当該課税仕入れの媒介等を行う者の本人確認書類とする。

第十五条の二の次に次の三条を加える。

（古物に準ずるものの範囲）

第十五条の三 令第四十九条第一項第一号ハ(1)に規定する財務省令で定めるものは、同号ハ(1)に規定する事業者が、古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第二条第二項（定義）に規定する古物営業と同等の取引方法により買い受ける同条第一項に規定する古物に準ずる物品及び証券（当該事業者に譲渡する者（適格請求書発行事業者を除く。）が使用、鑑賞その他の目的で譲り受けたものに限る。）とする。

（請求書等の交付又は提供を受けることが困難な課税仕入れ）

第十五条の四 令第四十九条第一項第一号ニに規定する財務省令で定める課税仕入れは、次に掲げる課税仕入れとする。

一 他の者から受けた第二十六条の六各号に掲げる課税資産の譲渡等に係る課税仕入れ

二 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十五号（定義）に規定する役員又は使用人（以下この号及び次号において「使用人

等」という。)が勤務する場所を離れてその職務を遂行するため旅行をし、若しくは転任に伴う転居のための旅行をした場合又は就職若しくは退職をした者若しくは死亡による退職をした者の遺族(以下この号において「退職者等」という。)がこれらに伴う転居のための旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるために事業者がその使用人等又はその退職者等に対して支給する金品で、その旅行について通常必要であると認められる部分に係る課税仕入れ

三 事業者がその使用人等で通勤する者(以下この号において「通勤者」という。)に対して支給する所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第九条第一項第五号(非課税所得)に規定する通勤手当のうち、通勤者につき通常必要であると認められる部分に係る課税仕入れ

(適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた場合等の保存方法)

第十五条の五 令第五十条第一項及び第二項に規定する財務省令で定める方法は、これらの規定に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項各号(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従って保存する方法とする。

2 令第五十条第一項及び第二項並びに前項の規定にかかわらず、これらの規定により同条第一項及び第二項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り。)を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、これらの規定により保存すべき場所、これらの規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

第二十六条の次に次の八条を加える。

(適格請求書発行事業者の登録申請書の記載事項等)

第二十六条の二 法第五十七条の二第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この号、次項

等」という。)が勤務する場所を離れてその職務を遂行するため旅行をし、若しくは転任に伴う転居のための旅行をした場合又は就職若しくは退職をした者若しくは死亡による退職をした者の遺族(以下この号において「退職者等」という。)がこれらに伴う転居のための旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるために事業者がその使用人等又はその退職者等に対して支給する金品で、その旅行について通常必要であると認められる部分に係る課税仕入れ

三 事業者がその使用人等で通勤する者(以下この号において「通勤者」という。)に対して支給する所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第九条第一項第五号(非課税所得)に規定する通勤手当のうち、通勤者につき通常必要であると認められる部分に係る課税仕入れ

(適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた場合等の保存方法)

第十五条の五 令第五十条第一項及び第二項に規定する財務省令で定める方法は、これらの規定に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項各号(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従って保存する方法とする。

2 令第五十条第一項及び第二項並びに前項の規定にかかわらず、これらの規定により同条第一項及び第二項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り。)を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、これらの規定により保存すべき場所、これらの規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

第二十六条の次に次の八条を加える。

(適格請求書発行事業者の登録申請書の記載事項等)

第二十六条の二 法第五十七条の二第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この号、次項

第一号及び第三項第一号において同じ。) (国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。以下この条において同じ。)、納税地(納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地(以下この号において「住所等」という。))とが異なる場合には、納税地及び住所等(国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。)。以下この号において同じ。)、及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)

二 申請者が特定国外事業者(法第五十七条の二第五項第一号に規定する特定国外事業者をいう。次号において同じ。))である場合には、その旨並びに税務代理人(同項第二号イに規定する税務代理人をいう。次条第一号において同じ。))の氏名又は名称並びに事務所の名称及び所在地

三 申請者が特定国外事業者以外の国外事業者である場合には、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(第二十六条の七第一項及び第二十六条の九において「事務所等」という。))の所在地

四 その他参考となるべき事項

2 法第五十七条の二第八項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、納税地、登録番号(法第五十七条の二第四項の登録番号をいう。以下この条及び第二十六条の九第一項第三号において同じ。))及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称、納税地及び登録番号)

二 変更の内容

三 その他参考となるべき事項

3 法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、納税地、登録番号及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称、納税地及び登録番号)

二 法第五十七条の二第一項の登録の取消しを求める旨

三 その他参考となるべき事項

4 法第五十七条の三第一項の規定による届出書には、次に掲げる事項

第一号及び第三項第一号において同じ。) (国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。以下この条において同じ。)、納税地(納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地(以下この号において「住所等」という。))とが異なる場合には、納税地及び住所等(国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。)。以下この号において同じ。)、及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)

二 申請者が特定国外事業者(法第五十七条の二第五項第一号に規定する特定国外事業者をいう。次号において同じ。))である場合には、その旨並びに税務代理人(同項第二号イに規定する税務代理人をいう。次条第一号において同じ。))の氏名又は名称並びに事務所の名称及び所在地

三 申請者が特定国外事業者以外の国外事業者である場合には、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(第二十六条の七第一項及び第二十六条の九において「事務所等」という。))の所在地

四 その他参考となるべき事項

2 法第五十七条の二第八項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、納税地、登録番号(法第五十七条の二第四項の登録番号をいう。以下この条及び第二十六条の九第一項第三号において同じ。))及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称、納税地及び登録番号)

二 変更の内容

三 その他参考となるべき事項

3 法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、納税地、登録番号及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称、納税地及び登録番号)

二 法第五十七条の二第一項の登録の取消しを求める旨

三 その他参考となるべき事項

4 法第五十七条の三第一項の規定による届出書には、次に掲げる事項

を記載しなければならない。

- 一 届出者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）
- 二 死亡した個人事業者の氏名、納税地及び登録番号
- 三 当該個人事業者が死亡した年月日
- 四 その他参考となるべき事項

（特定国外事業者に係る適格請求書発行事業者の登録申請書の添付書類）

第二十六条の三 令第七十条の三に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 税務代理人が申請者の消費税に関する税務代理（法第五十七条の二第五項第二号イに規定する税務代理をいう。）の権限を有することを証する書面（同条第六項第二号ハに規定する書面をいう。）
- 二 その他参考となるべき書類

（事業を開始した日の属する課税期間等の範囲）

第二十六条の四 令第七十条の四に規定する財務省令で定める課税期間は、次に掲げる課税期間とする。

- 一 事業者（法第五十七条の三第三項の規定の適用を受ける事業者を除く。）が国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間
- 二 法人が合併（合併により法人を設立する場合を除く。）により法第五十七条の二第一項の登録を受けていた被合併法人の事業を承継した場合における当該合併があつた日の属する課税期間
- 三 法人が吸収分割により法第五十七条の二第一項の登録を受けていた分割法人の事業を承継した場合における当該吸収分割があつた日の属する課税期間

（適格請求書等の交付義務の特例に係る組合に準ずるものの範囲等）

第二十六条の五 令第七十条の九第二項第二号ロに規定する財務省令で定めるものは、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の六（法人格）に規定する農事組合法人並びに同号ロに規定する組合に準ずるものであつて、中小企業等協同組合法第三条第一号（種類）に規定する事業協同組合及び当該事業協同組合をもつて組織する同条第三号に規定する協同組合連合会とする。

を記載しなければならない。

- 一 届出者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）
- 二 死亡した個人事業者の氏名、納税地及び登録番号
- 三 当該個人事業者が死亡した年月日
- 四 その他参考となるべき事項

（特定国外事業者に係る適格請求書発行事業者の登録申請書の添付書類）

第二十六条の三 令第七十条の三に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 税務代理人が申請者の消費税に関する税務代理（法第五十七条の二第五項第二号イに規定する税務代理をいう。）の権限を有することを証する書面（同条第六項第二号ハに規定する書面をいう。）
- 二 その他参考となるべき書類

（事業を開始した日の属する課税期間等の範囲）

第二十六条の四 令第七十条の四に規定する財務省令で定める課税期間は、次に掲げる課税期間とする。

- 一 事業者（法第五十七条の三第三項の規定の適用を受ける事業者を除く。）が国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間
- 二 法人が合併（合併により法人を設立する場合を除く。）により法第五十七条の二第一項の登録を受けていた被合併法人の事業を承継した場合における当該合併があつた日の属する課税期間
- 三 法人が吸収分割により法第五十七条の二第一項の登録を受けていた法第二条第一項第六号に規定する分割法人の事業を承継した場合における当該吸収分割があつた日の属する課税期間

（適格請求書等の交付義務の特例に係る組合に準ずるものの範囲等）

第二十六条の五 令第七十条の九第二項第二号ロに規定する財務省令で定めるものは、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の六（法人格）に規定する農事組合法人並びに同号ロに規定する組合に準ずるものであつて、中小企業等協同組合法第三条第一号（種類）に規定する事業協同組合及び当該事業協同組合をもつて組織する同条第三号に規定する協同組合連合会とする。

2 令第七十条の九第二項第二号に規定する財務省令で定める方法は、同号口に規定する組合による同号口に規定する農林水産物の譲渡の対価の額に係る当該組合の組合員その他の構成員に対する精算につき、一定の期間における当該農林水産物の譲渡に係る対価の額を当該農林水産物の種類、品質、等級その他の区分ごとに平均した価格をもつて算出した金額を基礎として行う方法とする。

(適格請求書等の交付が著しく困難な課税資産の譲渡等)

第二十六条の六 令第七十条の九第二項第三号に規定する財務省令で定める課税資産の譲渡等は、次に掲げる課税資産の譲渡等とする。

一 自動販売機又は自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等のうち当該課税資産の譲渡等に係る法第五十七条の四第一項第四号に規定する税込価額が三万円未満のもの

二 法別表第二第四号イに規定する郵便切手類のみを対価とする郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第一条(この法律の目的)に規定する郵便の役務及び貨物の運送(同法第三十八条第一項(郵便差出箱の設置)に規定する郵便差出箱に差し出された郵便物及び貨物に係るものに限る。)

(媒介者等における適格請求書の写し等の保存)

第二十六条の七 媒介者等(令第七十条の十二第一項に規定する媒介者等をいう。次項及び第三項において同じ。)は、同条第一項の規定により交付した適格請求書等(同項に規定する適格請求書をいう。以下この項及び次項において同じ。)の写し又は提供した適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録(法第五十七条の四第五項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。)を整理し、その交付し、又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から二月(清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月)を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等の所在地に保存しなければならない。

2 令第七十条の十二第一項の規定により適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した媒介者等は、当該電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項各号(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件

2 令第七十条の九第二項第二号に規定する財務省令で定める方法は、同号口に規定する組合による同号口に規定する農林水産物の譲渡の対価の額に係る当該組合の組合員その他の構成員に対する精算につき、一定の期間における当該農林水産物の譲渡に係る対価の額を当該農林水産物の種類、品質、等級その他の区分ごとに平均した価格をもつて算出した金額を基礎として行う方法とする。

(適格請求書等の交付が著しく困難な課税資産の譲渡等)

第二十六条の六 令第七十条の九第二項第三号に規定する財務省令で定める課税資産の譲渡等は、次に掲げる課税資産の譲渡等とする。

一 自動販売機又は自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等のうち当該課税資産の譲渡等に係る法第五十七条の四第一項第四号に規定する税込価額が三万円未満のもの

二 法別表第二第四号イに規定する郵便切手類のみを対価とする郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第一条(この法律の目的)に規定する郵便の役務及び貨物の運送(同法第三十八条第一項(郵便差出箱の設置)に規定する郵便差出箱に差し出された郵便物及び貨物に係るものに限る。)

(媒介者等における適格請求書の写し等の保存)

第二十六条の七 媒介者等(令第七十条の十二第一項に規定する媒介者等をいう。次項及び第三項において同じ。)は、同条第一項の規定により交付した適格請求書等(同項に規定する適格請求書をいう。以下この項及び次項において同じ。)の写し又は提供した適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録(法第五十七条の四第五項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。)を整理し、その交付し、又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から二月(清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月)を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等の所在地に保存しなければならない。

2 令第七十条の十二第一項の規定により適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した媒介者等は、当該電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項各号(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件

に準ずる要件に従つて保存するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により電磁的記録を保存する媒介者等は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、第一項の規定により保存すべき場所、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

4 第一項に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から五年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存（同項の規定による電磁的記録の保存を除く。）は、財務大臣の定める方法によることができる。

（適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した場合の保存方法）

第二十六条の八 法第五十七条の四第六項に規定する財務省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。

2 令第七十条の十三第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により法第五十七条の四第六項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、令第七十条の十三第一項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

（業務執行組合員による適格請求書等の交付の届出書の記載事項等）
第二十六条の九 令第七十条の十四第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。以下この号、次項第一号及び第三項第一号において同じ。）、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二 届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名

に準ずる要件に従つて保存するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により電磁的記録を保存する媒介者等は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、第一項の規定により保存すべき場所、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

4 第一項に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から五年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存（同項の規定による電磁的記録の保存を除く。）は、財務大臣の定める方法によることができる。

（適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した場合の保存方法）

第二十六条の八 法第五十七条の四第六項に規定する財務省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げるいずれかの措置を行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。

2 令第七十条の十三第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により法第五十七条の四第六項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、令第七十条の十三第一項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

（業務執行組合員による適格請求書等の交付の届出書の記載事項等）
第二十六条の九 令第七十条の十四第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。以下この号、次項第一号及び第三項第一号において同じ。）、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二 届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名

称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地

三 当該任意組合等の全ての組合員の氏名又は名称及び登録番号

四 当該任意組合等の事業の内容及び存続期間

五 その他参考となるべき事項

2 令第七十条の十四第三項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二 届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地

三 変更の内容

四 その他参考となるべき事項

3 令第七十条の十四第四項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二 届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地

三 当該任意組合等の清算が終了した年月日

四 その他参考となるべき事項

附 則

（電子情報処理組織による申告の特例に関する経過措置）

第三条 令和二年四月一日前に設立された法人である事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下次条までにおいて同じ。）で同日以後最初に開始する課税期間（同法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）において同法第四十六条の二第二項に規定する特定法人に該当する事業者（同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、当該課税期間開始の日以後一月以内に消費税法施行規則第二十三条の四第一項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第

称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地

三 当該任意組合等の全ての組合員の氏名又は名称及び登録番号

四 当該任意組合等の事業の内容及び存続期間

五 その他参考となるべき事項

2 令第七十条の十四第三項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二 届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地

三 変更の内容

四 その他参考となるべき事項

3 令第七十条の十四第四項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二 届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地

三 当該任意組合等の清算が終了した年月日

四 その他参考となるべき事項

附 則

（電子情報処理組織による申告の特例に関する経過措置）

第三条 令和二年四月一日前に設立された法人である事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下次条までにおいて同じ。）で同日以後最初に開始する課税期間（同法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）において所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）第五条の規定による改正後の消費税法第四十六条の二第二項に規定する特定法人に該当する事業者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、当該課税期間開始の日以後一月以内に第一条の規定による改正後の消費税法施行規則第二十三条の二第一項の規定によりその例によるも

一項の届出を行わなければならない。

のとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項の届出を行わなければならない。